

平成25年5月8日

長野県知事 阿部 守一 様

県・国の施策に関する

# 要 望 書

長野県市長会

日頃、地方自治の推進、地域振興に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、真の地方自治の確立を進める上で行財政等多くの課題が山積する中、長野県市長会では、4月19日開催の第132回総会において各市から提案された別紙事項について、関係機関へ提案・要望することを満場一致で決定いたしました。

つきましては、これら提案・要望事項の実現に向け、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、国に対する事項につきましては、北信越市長会総会において審議し、全国市長会議を通じ、国に要望することとなっておりますので、御理解のうえ御支援を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

平成25年5月8日

長野県知事

阿 部 守 一 様

長野県市長会会長

松本市長 菅 谷 昭

# 県に対する提案・要望事項目次

1、地方鉄道の支援について……………	1
2、乗合バス路線事業運行車両踏段（ステップ）基準の緩和について…	2
3、地域間幹線バス路線補助対象事業の基準の緩和について……………	3
4、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の居室面積要件の緩和について……………	4
5、DV・虐待防止等に対応する財政支援について……………	5
6、国有林・国定公園・県立公園内の登山道整備の補助制度の拡充について……………	6
7、農業農村整備事業に伴う受益者負担の軽減について……………	7
8、県立松本養護学校及び県立安曇養護学校等、県下の特別支援学校への支援の拡充及び施設整備の充実について……………	8
9、中学校における30人規模学級編制に伴う教員の配置について……	9
10、県と市町村が一体となって課題解決にあたるワーキンググループ等の設置について……………	10
11、「山の日」の制定について……………	11

12、長野県における畜産振興策の積極的な推進について……………	12
13、県と市町村の道路管理区分の変更に向けての協議の場の設置 について……………	13

## 1、地方鉄道の支援について

地方鉄道の多くは赤字を抱え、苦しい経営を強いられており、廃線の危機に直面している路線も多くあります。このような状況の中で、自治体、住民、事業者が一体となって鉄道を支えています。安全対策のための設備投資だけでも多額の経費が必要となります。自治体の支援にも限界があり、国及び県の充実した財政的支援が必要です。

平成 24 年度の国の補正予算で、鉄道施設の緊急老朽化対策への予算措置がとられました。今後、継続性があり、地域の実情に即した支援スキームを基とした、補助率のかさ上げや重点的な財政支援など、鉄道を恒久的に維持するための、国及び県の支援制度の充実及び予算額の確保を要望します。

## 2、乗合バス路線事業運行車両踏段（ステップ）基準の緩和について

道路運送法第4条の規定に基づいて、比較的用户の少ない地域で効率的に乗合バス事業を行うため、ワゴン車をベースにした乗車定員11人以上15人程度の小型ワンマンバス車両（以下「小型バス車両」という。）が導入されています。道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）では、15人乗りも70人乗りのバス車両も一律の保安基準に適合する必要があるため、市販の適合車両のない小型バス車両の場合は、踏段（ステップ）の改良や後輪捲込み防止バーの設置など追加改造が必要となっています。

特に、踏段（ステップ）は、高齢者の乗降に便利な低い補助ステップが国の保安基準等に適合しないため、小型バス車両に装備できない状況にありますので、国に対して小型バス車両の開発とともに、保安基準等の緩和を働きかけるよう要望します。

### 3、地域間幹線バス路線補助対象事業の基準の緩和について

概ね15年後を目標とした「長野県新総合交通ビジョン」が策定され、その中に位置づけられた「公共交通の維持・確保」の実現のため、今後、当該ビジョンに沿った総合的な支援策及び地域公共交通を守るための新しい仕組みづくりの構築並びに持続可能な地域交通の確保に向けた具体的な取り組みが求められています。

その一つの施策として、地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持関係において、住民の移動手段を確保し、生活を維持していく大切な地域の路線バスの持続的な運行を図るため、補助金の割り落とし措置の撤廃及び補助対象事業の基準（補助要件）の緩和を要望します。

#### 4、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の居室面積要件の緩和について

地域密着型特別養護老人ホームの居室の1人あたりの面積は、基準省令において10.65㎡以上となっており地域主権改革一括法による条例委任後においても、従うべき基準として、市町村で変更できない基準として定義されています。

地方分権の一層の推進を図るためにも、この基準要件について、地域の実状で変更が許容される、「参酌すべき基準」、及び、「標準の基準」への基準要件の緩和、若しくは、居室面積において現基準以下への緩和をするよう国への働きかけを要望します。

また、今後、低所得介護保険サービス利用者の増加が見込まれることから、低所得者が利用しやすい環境となるよう、低所得利用者負担対策事業における、利用者負担の軽減措置の拡充を要望します。

## 5、DV・虐待防止等に対応する財政支援について

DV・虐待防止に大きな力を発揮する相談事業・家庭訪問事業の専門職配置等に対する財政支援を要望します。

## 6、国有林・国定公園・県立公園内の登山道整備の補助制度の拡充について

国有林・国定公園・県立公園内の登山道の整備（登山道の維持管理費の確保や管理責任の問題等）について、県による支援の拡充を要望します。

## 7、農業農村整備事業に伴う受益者負担の軽減について

厳しい農業情勢下での農業者負担軽減のため、団体営事業に対する県の補助率引き上げを要望します。

## 8、県立松本養護学校及び県立安曇養護学校等、県下の特別支援学校への支援の拡充及び施設整備の充実について

県立松本養護学校の児童・生徒数は設立時想定規模（150名）の2倍にあたる300名（そのうち高等部生徒が125名）となり、年々増加の傾向を示しており、また、県立安曇養護学校の児童・生徒数も1988年開校当時80名程度であったものが2006年頃より急増し、本年度の在籍数は202名といった状況であり、両校ともに、敷地内にプレハブ校舎を建てて対応してきている状況です。

障害を持つ児童・生徒に個に応じた効果的な教育活動（特別支援）を行い、保護者の期待に沿えるよう、そして、子どもたちの学習環境改善に取り組むため、昨年9月に県教育委員会で策定された「長野県特別支援教育推進計画」に基づき、両校はもとより、県下の特別支援学校への支援の拡充及び施設整備の充実を要望します。

## 9、中学校における30人規模学級編制に伴う教員の配置について

「選択型こまやか教育プラン」における

- ① 「30人規模学級編制」に見合った、適切な教員の配置を要望します。
- ② 30～35人学級を対象とした、「少人数学習集団編成」の制度存続と数学及び英語を対象とした教員の加配の存続を要望します。

## 10、県と市町村が一体となって課題解決にあたるワーキンググループ等の設置について

県及び市町村が抱える個別具体的な課題解決のため、県の職員と市町村担当職員による情報交換や、先進的事例等の情報共有など忌憚のない議論をしたいので、必要に応じ県市町村課を窓口としたスキームによるワーキンググループ等の設置を要望します。

## 11、「山の日」の制定について

天与のすぐれた山岳を国民共通の財産として、広く山の効用を国民が享受し、山の恵みに感謝するとともに、自然に親しみ、観光、余暇活動を推進する場として活用するとともに、山と自然を愛する意識の啓発を一層促進するため、国民の祝日として位置付け、全国的な「山の日」の制定に向けての取り組みを強化するよう要望します。

## 12、長野県における畜産振興策の積極的な推進について

畜産業は、長野県農業の柱の一つではありますが、各地域や関係団体の経営努力だけでは抜本的な解決には繋がりにくく、県も含めた関係者が一体となって、生産から流通販売まで含めたマーケティングの展開と、安心で安全、効率的なと畜加工処理による長野県ブランドの確立に取り組む必要があります。

近隣の山梨県・岐阜県等においては、農業振興、食料の確保、食の安全の保証の観点から、と畜場を公的責任分野と捉え支援しています。

このようなことを踏まえ、と畜加工処理施設の問題への県の立場における積極的な関与と、畜産業に対する対応と今後の方針を明確に示すことを要望します。

### 13、県と市町村の道路管理区分の変更に向けての協議の場の設置について

現在の県道と市町村道の中には、時代の変化に伴って利用形態や交通量も大きく変化してきている道路があり、その道路の実態に合わせ管理区分を変更するために、県と市町村とで協議の場の設置を要望します。

# 国に対する提案・要望事項目次

- 1、地方鉄道の支援について……………14
- 2、乗合バス路線事業運行車両踏段（ステップ）基準の緩和について……………15
- 3、日本年金機構による常設の年金相談所の早急な増設について……………16
- 4、新規就農・経営継承総合支援事業の拡充について……………17
- 5、公的年金支払報告書の提出先について……………18
- 6、地域間幹線バス路線補助対象事業の基準の緩和について……………19
- 7、市町村国保への国の財政支援拡充について……………20
- 8、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の居室面積要件の緩和について……………21
- 9、DV・虐待防止等に対応する財政支援について……………22
- 10、水道施設管路耐震化等推進事業の補助対象施設の拡充について……………23
- 11、社会資本整備総合交付金（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業）に係る予算枠の確保及び補助制度の継続について……………24

12、「山の日」の制定について……………25

13、「戸籍副本データ管理システム」の構築における市町村の戸籍  
情報システムの改修等に係る財政措置について……………26

## 1、地方鉄道の支援について

地方鉄道の多くは赤字を抱え、苦しい経営を強いられており、廃線の危機に直面している路線も多くあります。このような状況の中で、自治体、住民、事業者が一体となって鉄道を支えています。安全対策のための設備投資だけでも多額の経費が必要となります。自治体の支援にも限界があり、国の充実した財政的支援が必要です。

平成 24 年度の国の補正予算で、鉄道施設の緊急老朽化対策への予算措置がとられました。今後も継続性があり、地域の実情に即した支援スキームを基とした、補助率のかさ上げや重点的な財政支援など、鉄道を恒久的に維持するための、国の支援制度の充実及び予算額の確保をしよう要望します。

## 2、乗合バス路線事業運行車両踏段（ステップ）基準の緩和について

道路運送法第4条の規定に基づいて、比較的利用者の少ない地域で効率的に乗合バス事業を行うため、ワゴン車をベースにした乗車定員11人以上15人程度の小型ワンマンバス車両（以下「小型バス車両」という。）が導入されています。

道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）では、15人乗りも70人乗りのバス車両も一律の保安基準に適合する必要があるため、市販の適合車両のない小型バス車両の場合は、踏段（ステップ）の改良や後輪捲込み防止バーの設置など追加改造が必要となっています。

特に、踏段（ステップ）は、高齢者の乗降に便利な低い補助ステップが国の保安基準等に適合しないため、小型バス車両に装備できない状況にありますので、小型バス車両の開発とともに、保安基準等を緩和するよう要望します。

### 3、日本年金機構による常設の年金相談所の早急な増設について

日本年金機構が運営し、地域の年金業務の中核となる年金事務所については、通常管轄内において、交通の便の良い市街地等人口密集地に設置されています。

しかし、市部のような人口密集地・交通の要所であるにもかかわらず、当該事務所から離れた場所にある地域においては、多くの住民が利便性を損なうこととなります。

このため設置の重要性、高齢者の増加等に伴う生活者の利便性向上の視点から、人口密集地・交通の要所である地域に、年金に係る「常設の相談所」の早急な増設を、国から日本年金機構へ強く働きかけるよう要望します。

#### 4、新規就農・経営継承総合支援事業の拡充について

新規就農・経営継承総合支援事業については、親元就農要件が厳しく、親元就農者の多くが、助成対象とならない現状にあります。

親元就農者の農地の所有権及び利用権に関する要件緩和を行い、地域農業技術の円滑な継承のため、果樹、花卉、野菜等施設園芸等の農家子弟が、親元就農する場合、交付金の助成対象となるよう制度の拡充（要件緩和）を図るよう要望します。

## 5、公的年金支払報告書の提出先について

個人住民税の適正な課税を行うため、日本年金機構による公的年金支払報告書の提出先は、同機構が管理する年金受給者基本情報の住所地によらず、地方税法に基づき、1月1日現在の住民基本台帳上の住所地(住民票登録地)を管轄する市区町村とするよう、国から日本年金機構へ強く働きかけるよう要望します。

## 6、地域間幹線バス路線補助対象事業の基準の緩和 について

「公共交通の維持・確保」の実現のため、総合的な支援策及び地域公共交通を守るための新しい仕組みづくりの構築並びに持続可能な地域交通の確保に向けた具体的な取り組みが求められています。

その一つの施策として、地域公共交通確保維持事業の地域間幹線系統確保維持関係において、住民の移動手段を確保し、生活を維持していく大切な地域の路線バスの持続的な運行を図るため、補助金の割り落とし措置の撤廃及び補助対象事業の基準（補助要件）を緩和するよう要望します。

## 7、市町村国保への国の財政支援拡充について

景気の低迷が長引いており、税率を改正しても課税所得の低下により増収に結び付かず一般会計からの法定外繰り入れを余儀なくされています。

国保制度の安定運営のため、国の財政負担を拡大することを要望します。

## 8、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）の居室面積要件の緩和について

地域密着型特別養護老人ホームの居室の1人あたりの面積は、基準省令において10.65㎡以上となっており地域主権改革一括法による条例委任後においても、従うべき基準として、市町村で変更出来ない基準として定義されています。

地方分権の一層の推進を図るためにも、この基準要件について、地域の実状で変更が許容される、「参酌すべき基準」、及び、「標準の基準」への基準要件の緩和、若しくは、居室面積において現基準以下へ緩和するよう要望します。

また、今後、低所得介護保険サービス利用者の増加が見込まれることから、低所得者が利用しやすい環境となるよう、低所得利用者負担対策事業における、利用者負担の軽減措置の拡充を図るよう要望します。

## 9、DV・虐待防止等に対応する財政支援について

安心こども基金事業補助金交付要綱にある児童虐待防止対策緊急強化事業や子育て支援交付金等により、現在もDV・虐待防止に関する補助を実施されていますが、市町村の既存事業については補助対象外になる等の制約があります。

また、市で設置している相談員も増加しているため、DV・虐待防止に大きな力を発揮する相談事業・家庭訪問事業の専門職配置等に対する財政支援を要望します。

## 10、水道施設管路耐震化等推進事業の補助対象施設の拡充について

昭和30年代以降、水道事業が急速に伸びてきたことから、多くの水道施設が更新時期を迎え、耐震化の促進には国庫補助の拡充強化が必要です。

しかしながら、現在の水道管路耐震化等推進事業費（老朽管更新事業）国庫補助における水道事業交付要綱の補助対象は基幹管路に限られているため、中小都市では対象となる管路が存在しないことから補助対象施設の採択基準を緩和するよう要望します。

また、補助率について、一律に下水道事業と同等の二分の一へ引き上げるよう要望します。

## 11、社会資本整備総合交付金(都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業)に係る予算枠の確保及び補助制度の継続について

市が管理する都市公園は、老朽化により公園遊具等の施設の劣化損傷が進んでおり、老朽化に起因する事故の発生が危惧されています。

公園利用者が安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進していくため、社会資本整備総合交付金（都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業）の予算枠の確保及び補助制度の継続、並びに採択基準要件を緩和するよう要望します。

## 12、「山の日」の制定について

天与のすぐれた山岳を国民共通の財産として、広く山の効用を国民が享受し、山の恵みに感謝するとともに、自然に親しみ、観光、余暇活動を推進する場として活用するとともに、山と自然を愛する意識の啓発を一層促進するため、国民の祝日として位置付け、全国的な「山の日」の制定に向けての取り組みを強化するよう要望します。

### 13、「戸籍副本データ管理システム」の構築における市町村の戸籍情報システムの改修等に係る財政措置について

大規模かつ広域災害に備え、自治体（正本）と管轄法務局等（副本）で保存しています戸籍の正本及び副本の同時滅失を防止し、戸籍の迅速な再製を可能とする等を目的として、戸籍の副本データを遠隔地に設置した副本データ管理センターとの間で送受信する「戸籍副本データ管理システム」の構築が、平成25年度に計画されていますが、まずは法定受託者である市町村に対して、十分な事前協議をすることを要望します。

また、当該システム改修にあたっては、市町村ごとに既存戸籍システムの改修等が必要となるので、改修を行った市町村の経費については、法定受託事務であること等を踏まえ、国による財政支援措置を講じるよう要望します。